

平成 18 年 1 月 27 日

各 位

会社名株式会社サンエー代表者の役職氏名代表取締役社長上地哲誠(東証第二部 コード番号:2659)問合せ先専務取締役古謝将之電話番号 098-898-2230(代表)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成18年1月27日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 公募による新株式発行(一般募集)
 - (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 700,000 株
 - (2)発 行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 2 月 6 日 (月)から平成 18 年 2 月 8 日 (水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
 - (3)発行価額中資本に 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とす 組入れない額 る。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の 結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (4)募集 方法 一般募集とし、野村證券株式会社、新光証券株式会社、沖縄証券株式会社、 大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社及び 三菱UFJ証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引 受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は日本証券業協 会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、発行 価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない 場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円 未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
 - (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額を引受人の手取金とする。
 - (6)申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
 - (7)払 込 期 日 平成18年2月13日(月)から平成18年2月15日(水)までの間のいずれか の日。 ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
 - (8)配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成17年9月1日(木)とする。
 - (9) 申込株数単位 100株

- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 上地哲誠に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1. を参照のこと。)
 - (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 100,000 株

なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

- (2) 売 出 人 及 び 野村證券株式会社 100,000 株 売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における 発行価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5)申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6)受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 上地哲誠に 一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 3.第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1.を参照のこと。)
 - (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 100,000 株
 - (2)発 行 価 額 発行価格等決定日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
 - (3)発行価額中資本に 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とす 組入れない額 る。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の 結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (4)割 当 先 及 び 野村證券株式会社 100,000 株割 当 株 式 数
 - (5)申 込 期 間 平成18年2月23日(木) (申 込 期 日)
 - (6)払 込 期 日 平成18年2月23日(木)
 - (7)配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成17年9月1日(木)とする。
 - (8) 申込株数単位 100株
 - (9)上記(5)記載の申込期間(申込期日)迄に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
 - (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 上地哲誠に一任する。
 - (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

くご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は100,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 18年1月27日(金)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を、平成18年2月23日(木)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成18年2月16日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 15,201,427株

公募増資による増加株式数 700,000株

公募増資後の発行済株式総数 15,901,427株

第三者割当増資による増加株式数 100,000株 (注)

第三者割当増資後の発行済株式総数 16,001,427株 (注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 資金の使途

(1)今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 3,977,000,000 円については、3,200,000,000 円を出店資金に、残額を借入金返済に充当する予定であります。

なお、平成18年1月27日現在、当社グループの設備投資計画は以下の通りであります。

事業所名	所在地	部門	設備の内容	投資予定金額		資金調達	着手及び完了予定年月		完成後の
				総 額 (千円)	既支払額 (千円)	方法	着手	完 了	増加能力
(仮称) 和風亭はま せん店	熊本県熊本市	外食	店舗	50,000	_	増資資金	平成 18 年 5 月	平成 18 年 7月	座席数 80 席
(仮称) ピッツェリ アマリノは ません店	熊本県 熊本市	外食	店舗	40, 000	_	増資資金	平成 18 年 5 月	平成 18 年 7 月	座席数 75 席
(仮称) 糸満シティ	沖縄県糸満市	スーパーマーケット	店舗	3, 800, 000	140, 000	自己資金 及び増資 資金	平成 18 年 4 月	平成 18 年 10 月	売場面積 13,000 ㎡
合 計	_	_	_	3, 890, 000	140, 000	_	_	_	_

(2)前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。

(3)業績に与える見通し

今回の資金調達により、当社店舗網の拡充を行うことができ、収益の増加が見込まれます。また、 一部借入金の返済と自己資本の増強により、財務体質の強化が見込まれます。

4. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、株主への安定した利益還元を経営の重要課題の一つとして取組んでおります。平成 18 年 2 月期については、平成 18 年 1 月 20 日付「東京証券取引所市場第一部指定及び一部指定 記念配当に関するお知らせ」にて、普通配当 23 円 00 銭に一部指定記念配当 5 円 00 銭を加え、期末配当 1 株につき 28 円 00 銭(年間)とする配当予想の修正をいたしました。

(2)配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、当社業績、経済情勢等を総合的に勘案し、決定してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、経営体質の一層の強化及び業容の拡大に役立てることにいたしたいと考えております。

(4)過去3決算期間の配当状況

	平成15年2月期	平成16年2月期	平成17年2月期
1 株当たり当期純利益	335.37 円	304.68 円	255.85 円
1 株当たり年間配当金	18.00円	18.00円	23.00円
実績配当性向	5.4%	5.9%	9.0%
株主資本当期純利益率	15.5%	14.6%	13.0%
株主資本配当率	0.8%	0.9%	1.2%

- (注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本(期首の資本の部合 計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
 - 2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
 - 3. 平成17年2月期の1株当たり年間配当金には、東京証券取引所市場第二部への 上場記念配当 5.00 円を含めております。
- (5)過去の利益配分ルールの遵守状況 該当事項はありません。

5. その他

- (1)配分先の指定 該当事項はありません。
- (2) 潜在株式による希薄化情報 該当事項はありません。
- (3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	発行日	増資額	增資後資本金	增資後資本準備金
公募増資	平成 15 年 11 月 19 日	453, 100 千円	1,833,094 千円	1,796,552 千円
有償第三者割当増資	平成 15 年 12 月 17 日	39,400 千円	1,872,494 千円	1,835,912 千円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年2月期	平成16年2月期	平成17年2月期	平成18年2月期		
始値	1, 250 円 □1, 480 円	1, 450 円 □2, 460 円	2,350円	2, 235 円		
高値	1,910円 □1,490円	2, 680 円 □2, 500 円	3,340 円	5,700円		
安値	1, 240 円 □1, 420 円	1, 410 円 □2, 190 円	2,020 円	2,230 円		
終値	1,720 円 □1,450 円	2, 670 円 □2, 320 円	2,240 円	5,360円		
株価収益率	5.2 倍	9.1倍	8.8倍	_		

- (注) 1. 株価は、平成 17 年 2 月 4 日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、平 成 16 年 12 月 13 日から平成 17 年 2 月 3 日まではジャスダック証券取引所、それ以 前は日本証券業協会の公表のものであります。

 - 2. 平成 18 年 2 月期の株価については、平成 18 年 1 月 26 日現在で表示しています。 3. 平成 15 年 2 月期の株価について、□印は、平成 15 年 4 月 18 日付株式分割による権利 落後(平成 15 年 2 月 25 日以降)の株価であります。 4. 平成 16 年 2 月期の株価について、口印は、平成 16 年 4 月 20 日付株式分割による権利
 - 落後(平成16年2月24日以降)の株価であります。
 - 5. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数 値であります。なお、平成15年2月期及び平成16年2月期の株価収益率については、 平成15年4月18日付及び平成16年4月20日付株式分割による影響を加味した決算期 末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

上 以